

ごみの正しい分け方・出し方

(1) 燃やすごみ

- ★ **ごみ出し基本ルール** ★ ・指定された袋で出しましょう。
 ・朝8:30までに出しましょう。 ※袋に入らない物は粗大ごみです。
 ・袋には氏名を書きましょう。 ※ごみの搬入は3ページ参照

燃やすごみの具体例	ごみ出しルール						
<p>生ごみ (貝殻を含む)</p> <p>食用油 (布などにしみこませて)</p> <p>紙おむつ</p> <p>ぬいぐるみ</p> <p>プラスチック類</p> <p>ビニール類</p> <p>ゴム製品</p> <p>皮革類 (バッグ・ベルトなど) ※外せる金属は外してください</p> <p>リサイクルできない紙類 (10ページをご覧ください)</p> <p>布くず</p> <p>枝・木くず</p>	<p>■ 「燃やすごみ」の指定袋に入れて出してください。</p> <p>【1袋：10枚入り】</p> <table border="1"> <tr> <td>大 (45ℓ)</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>中 (25ℓ)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小 (12ℓ)</td> <td>100円</td> </tr> </table> <p>■ 生ごみはしっかりと水切りをしてください。</p> <p>■ 竹串など鋭利なものは、紙などに包んで出してください。 (袋の破れ、また、収集作業時のけがの原因になります。)</p> <p>■ 新聞紙・段ボール・牛乳パック・雑がみ・古布類は資源ごみ3で出してください。</p> <p>■ 木・草の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直径10cm以内、長さ1m以内に切りましょう ・草は乾かし、量を減らして出しましょう ・草の根に付いた土や砂は、必ず落としてください ・収集に出す場合、枝も草も1度に3袋程度までです <p>～剪定枝破砕機を無料で貸し出しています～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 次のすべてに当てはまる方 ①破砕機の受取・返却をご自身でできる方 ②剪定枝を破砕機でチップ化し利用できる方 ③アンケートに協力できる方 <p>詳しくは生活環境課へ (TEL72-6116)</p>	大 (45ℓ)	400円	中 (25ℓ)	200円	小 (12ℓ)	100円
大 (45ℓ)	400円						
中 (25ℓ)	200円						
小 (12ℓ)	100円						
<p>事業所から出る「燃やすごみ」は？</p> <p>事業所から出るプラスチック・ビニール・ゴム類 (従業員等の私物以外) は産業廃棄物です。 ※詳しくは4ページをご覧ください。</p>	<p>お知らせ</p> <p>生ごみ処理機購入費補助金があります</p> <p>補助金額：上限50,000円 (購入金額の1/2)</p> <p>【補助の流れ】</p> <p>購入後2か月以内に申請書類などを市に提出。 ※同一住居あたり5年で1基まで。 詳しくは生活環境課へ (TEL72-6116)</p>						